

岩手県監査委員告示第30号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年7月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎

岩手県監査委員 樋下 正信

岩手県監査委員 菊池 武利

岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関名 岩手県立前沢高等学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成20年11月27日

(2) 本監査実施日 平成21年2月3日

3 監査結果の公表の日 平成21年4月3日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料滞納金の督促に当たり、会計規則上、現金の受領ができないにもかかわらず、現金を受領し、20日間にわたり保有していたものが1件、5,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	滞納授業料を督促し納付することを確認した場合は、後日送付される納入通知票により納付するよう指導することとし、適正な事務の執行に努めることとした。 さらに、平成21年4月1日の会計規則運用通知（第18条関係）の改正で授業料の現金領収が可能となり、内部処理規程を策定の上、平成21年5月7日付けで現金取扱員を任命して適正執行の体制を整えた。